

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 政治団体設立の届出があった件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の解散の届出があった件
- 資金管理団体の届出があった件
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件
- 審査の申立てについて裁決した件

一〇三三三二一一

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

### 一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福島県いわき市第三支部	木村 謙一郎	石井 正浩	いわき市久之浜町久之浜字北町一四三	令和六年一月二六日
自由民主党福島県	石井 信夫	岡 美佐子	二本松市油井字野辺三	令和六年一月二六日

### 二 二本松市第二支部

菅田 憲孝

高野 勝雄

福島市本内字西畑四一六

令和六年一月二三日

二月二六日

### 二 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
福島県介護障害福祉事業者政治連盟	鈴木 幸一	本田 知美	いわき市郷ヶ丘三二二一五〇	令和七年一月十五日
ひがなつみ福島県後援会	海野 仁	井上 文美子	福島市仲間町六一六	令和七年二月六日

### 福島県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

### 一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
参政党福島第1支部	八巻 裕一	会計責任者	渡邊 研一	松浦 里美	令和七年一月七日
参政党福島第3支部	熊田 由美	会計責任者	熊田 由美	近藤 玲花	令和七年一月二一日
自由民主党南郷支部	五十嵐 伸人	主たる事務所の所在地	南会津郡南会津町和泉田字久保田	南会津郡南会津町和泉田字寺町三	令和七年一月二八日



ひきち正伸後援会	引地 正伸	令和六年二月六日
柳田尚一後援会	遠藤 昌典	令和六年二月二九日
柳田尚一市政研究会	柳田 尚一	令和六年二月二九日
渡辺まなぶ後援会	渡邊 学	令和六年二月三一日

**福島県選挙管理委員会告示第五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
齋藤 裕喜	衆議院議員	齋藤ゆうき後援会	いわき市平中平窪一―八―五	令和六年二月一日

**福島県選挙管理委員会告示第六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の令和五年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博





令和5年分

政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金額（円）
自由民主党大玉村支部	自由民主党福島県支部連合会	102,800

福島県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和六年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博









令和6年分

国会議員関係政治団体

1 寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

政治団体の名称	寄附者の分 区	寄 附 者 の 名 氏 名 ・ 名 称	寄附金額 (円)	住 所 ・ 所 在 地
税理士による根本 匠後援会	政治団体	福島県税理士政治連 盟	100,000	郡山市

2 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額(円)
税理士による根本匠後援会	総会	42,000

## 福島県選挙管理委員会告示第八号

令和六年六月三十日執行の石川町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、福島県郡山市中田町海老根字欠下六六番地の二高橋翔から提起された審査の申立てについて、令和七年一月二十一日、次のとおり裁決した。

令和七年二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

## 裁 決 書

福島県郡山市中田町海老根字欠下六六番地の二

審査申立人 高橋 翔

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和六年九月十日付けで提起された同年六月三十日執行の石川町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、令和六年七月四日をもって石川町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は同年九月二日付けで、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定書を申立人に交付した。

これに対して、申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、選挙及び当選を無効とする裁決を求め本件審査の申立てを行った。

審査申立書及び審査申立補正書における主張から、その理由を要約すれば次のとおりである。

本件選挙の前後において選挙長が当選人首藤への候補一本化に向けた声かけ等選挙運動を行っていたこと並びに当選人首藤及び首藤陣営が選挙運動用ビラを郵送していたことは公職選挙法に違反するため、本件選挙を無効とするの裁決を求める。また、本件選挙の前後において選挙長が当選人首藤への候補一本化に向けた声かけ等選挙運動を行っていたこと並びに当選人首藤及び首藤陣営が選挙運動用ビラを郵送していたことは公職選挙法に違反するため、選挙会の決定には誤りがあり、当選人首藤の当選を無効とするの裁決及び票の再点検を求める。

## 裁決の理由

当委員会は、申立人から提起された本件審査の申立てを適法なものとして認めて受理し、町委員会に審査申立書に対する弁明書の提出の機会を付与し、また、申立人に弁明書に対する反論書の提出の機会を付与し、更には申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与し、慎重に審理を行った。

一 判断基準について

## (一) 選挙の効力について

おおよそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百五条第一項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決）とされており、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」（最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和二十九年九月二十四日判決）とされている。

## (二) 当選の効力について

公選法第二百八条の当選の効力に関する訴訟について、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法（注・公選法）中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解することを相当とする。」（東京高等裁判所昭和二十八年二月十七日判決）とされていることに鑑みれば、当選人等の行為が公選法中罰則に掲げる行為に該当することのみをもって当選の無効の理由とすることはできないと解すべきである。

また、当選人の選挙犯罪による当選無効について、「仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても当選人がその犯罪（但し、公選法第二百五十一条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に關し当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないというべきである」とされている（名古屋高等裁判所平成四年十二月十七日判決）。

さらに、当選人等の選挙犯罪による当選無効について、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に關し右のいずれかの選挙犯罪（注・公選法第二百五十一条又は同法二五一条の二所定の選挙犯罪）を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手續に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法二〇六条、二〇七条所

定の手續において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない」とされている（最高裁判所昭和三十五年九月十三日判決）。

## 二 当委員会の判断

以上を踏まえ、以下検討する。

## (一) 選挙の効力について

申立人が主張する選挙の無効の理由は、本件選挙の前後において選挙長が当選人首藤への候補一本化に向けた声かけ等選挙運動を行つていたこと並びに当選人首藤及び首藤陣営が選挙運動用ビラを郵送していたことは公選法に違反することであるところ、これは選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為の存在の主張にとどまり、選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手續に関する明文の規定違反には該当せず、また選挙の管理執行の手續上、選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合にも該当しない。

また、申立人は、その主張する公選法違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なつた結果の生ずる可能性があつたことについて、何ら具体的な主張をしていない。

以上より、申立人が本件選挙の効力を無効とする理由は、公選法第二百五条第一項で規定する選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらず、申立人の主張には理由がない。

## (二) 当選の効力について

申立人が主張する当選人首藤の当選の無効の理由は、本件選挙の前後において選挙長が当選人首藤への候補一本化に向けた声かけ等選挙運動を行つていたこと並びに当選人首藤及び首藤陣営が選挙運動用ビラを郵送していたことは公選法に違反することであるところ、これは当選人等の行為が公選法中罰則に掲げる行為に該当することの主張にとどまり、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることには該当しない。

しかも、当選人首藤が申立人の主張する選挙犯罪により刑に処せられたという証拠は見当たらず、また、当選人首藤等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か及びこれにつき如何なる刑に処すべきかを当委員会が審理判定する責務権限を有しないことも前記のとおりである。

以上より、申立人が当選人首藤の当選を無効とする理由は、当選人首藤の当選無効原因には当たらず、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は票の再点検を求めているところ、そもそも票の再点検をしても選挙の結果に異動を及ぼすところがなければ票の再点検を行う必要性は認められない。この点、申立人は、票の再点検を求める理由について、申立人の町委員会委員長に対する令和六年八月十三日付け回答書では、①選挙不正の有無を明らかにするため、②開票方法の改善により精度が上がっているかを確認するため、③無効票の内容を公開することで有権者の行政に対する不信感を払拭するための三点であることを認

めているほか、口頭審理においては、票の再点検を求める目的について、申立人と相手候補の当落を入れ替えることではないと言明しており、選挙の結果に異動を及ぼしうる事情については何ら主張していない。以上により、票の再点検を行う必要性は認められない。  
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。  
令和七年一月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博